

議 第 4 4 号

海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の
制定について

本市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例を下記の
とおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 20 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する
条例

新潟県柏崎市海岸保全区域占用料等徴収条例（平成 12 年条例第 3
9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 砂利の項中「195 円」を「220 円」に改め、同表土砂
の項中「150 円」を「170 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべ
き土石採取料について適用し、同日前に納付すべき土石採取料につ
いては、なお従前の例による。

